

# 昭和学院短期大学資格奨励金制度規程

平成29年2月1日制定

一部省略

2022年4月1日改正

## (目的)

第1条 昭和学院短期大学は、資格の重要性を理解し、学習意欲を持つ学生をサポートするため、正規授業や課外の特別対策講座等によって、積極的な資格取得支援を行い、本人の一層の努力を促すとともに、学業を奨励し、本学教育の一層の充実向上を図ることを目的とする。

## (資格および特典)

第2条 本学在学中の学生であること。科目等履修生は除く。

2 在学中に次の資格を初めて取得したものに資格奨励金を付与する。ただし、10万円と5万円は各1回限りとする。

奨励金額	資格種類	得点およびランク
10万円	TOEIC	600点
5万円	TOEIC	500点
1万円	ITパスポート	
	ブライダルコーディネーター技能検定	
	色彩検定	

## (手続き)

第3条 申請書に資格証または合格証のコピーを添えて教務へ提出する。

## 附則

この制度は平成29年4月1日より実施する。

## 一部省略

この制度は2022年4月1日より実施する。

